

認可保育園の利用申込みについて

<転入出予定者の方へ>

★転入予定者

※内定した場合、必ず入園月の前月末日までに柏市へ住民票を異動してください。
異動できない場合、いかなる理由があっても内定の取消し又は退園となります。

以下の書類を柏市保育運営課に直接ご提出ください。※締切日必着

第1 希望が認定こども園の場合も、柏市保育運営課に郵送ください。※締切日必着
結果は柏市より直接発送いたします。

1. 子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育園等利用申込書【2・3号（保育利用）用】
2. 子どものための教育・保育給付認定申請書兼調査書
3. 申請書類確認票
4. 返信用封筒（長3封筒／12cm×23.5cm）、110円切手（貼付）
※保護者住所・氏名を記入してください。
5. 保育を必要とする事由がわかる書類（例：就労証明書、求職活動状況申告書等）
6. （非）課税証明書等
※市民税の課税明細がわかる書類の提出がない場合、利用調整時に不利となります。
7. 本人確認書類（家族全員分）
例：マイナンバーカードの写し（表面のみ）、運転免許証の写し、住民票等
8. 転入誓約書

*この他に該当するものがある場合は、ご案内のP.8、P11を確認の上、該当書類をご提出ください。

★転出予定者

転出予定先の自治体へ直接申請してください。必要書類や結果等につきましても、各自治体へ直接お問い合わせください。